

『エイジレス80 アクティブ』
バージョンアップ資料
(経理編 Ver. 3.005)

2022 年 2 月 28 日

NRI 社会情報システム株式会社

もくじ

1. バージョンアップ内容 (Ver. 3.005)	1
2. 消費税	2
【消費税帳票】	2
1】出力条件	2
2】必要書類	2
3】付表 1-3・付表 2-3	3
4】付表 2-1・付表 2-2	4
5】付表 1-1・付表 1-2	5
6】計算表 5(1)～(3)	6
7】その他の消費税帳票	7

1. バージョンアップ内容 (Ver. 3.005)

今回のバージョンアップでは、主に以下の機能追加を行いました。

- 旧税率適用がない場合の消費税帳票の様式対応を行いました。(P 2)

機能別の変更内容については、下記<<バージョンアップ内容一覧>>をご覧ください。

《バージョンアップ内容一覧》

分類	メニュー・帳票	改 善 内 容	頁
消費税	消費税帳票	旧税率適用がない場合の消費税帳票の様式対応を行いました。	P2

※ この資料では、コネクトの画面でご説明をしておりますが、アクティブも同じ内容となります。

2. 消費税

【消費税帳票】

旧税率適用がない場合の消費税帳票の様式対応を行いました。

1】出力条件

〔旧税率の適用：あり/なし〕を追加しました。

旧税率の適用がない場合は「なし」を選択してください。

2】必要書類

旧税率の適用（あり/なし）の表示を追加しました。

また、旧税率の適用の有無による必要な帳票が確認できるよう、注釈（※2・※3）を追加しました。

3】 附表 1-3・附表 2-3

「付表 1-3」「付表 2-3」を追加しました。

「付表 1-3」「付表 2-3」は、旧税率適用がない場合の帳票です。

付表 1-3

税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税
標準となる消費税額計算表

付表 2-3

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

公益財団法人
東京都シルバー人材センター 本部
税務 本部

令和 4年 2月15日 作成 1/1頁
平成29年 4月 1日 〜 平成29年 12月31日

第4-(9)号様式

付表1ー3 税別所得課税計算書 業 地方消費税の課税標準となる消費税計算書

区分		税率4.24適用分		税率7.68適用分		合計C (A+B)	
課 税 標 準 額 ①	円		円		円		
消費税徴収の課税等 の対価となる税額	0		236,000		236,000		
①の内訳	①		236,000		236,000		
消費税納入税額 のうち支払可能の額	0		0		0		
消 費 税 額 ②	0		18,409		18,409		
控 除 通 大 調整税額 ③	0		0		0		
控除対象仕入税額 ④	102		18,409		18,585		
返還等対価に係る税額 ⑤	0		22,784		22,784		
控除不足の返還税額 ⑥	0		22,784		22,784		
控除不足の返還税額 ⑦	0		22,784		22,784		
控除不足の返還税額 ⑧	0		709		709		
控除税額小計 (④ + ⑤ + ⑥ + ⑦)	102		41,976		42,079		
控除不足還付税額 (⑧ - ④ - ⑤ - ⑥ - ⑦)	0		23,670		23,670		
引 税 額 (⑧ + ⑨ - ④ - ⑤ - ⑥ - ⑦)	0		0		0		
課税標準額と税額との差額	0		0		0		
課 税 額 ⑩	0		6,676		6,676		
納 付 額 ⑪	0		0		0		

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

[illegible]

■ 旧税率適用がない場合の仕入控除税額算出方法の選択について

課税売上割合が 95%未満または課税売上高が 5 億円超の場合は、仕入控除税額の算出方法の選択が必要です。

従来は付表 2-1 での選択となっていましたが、**旧税率の適用がない場合は、付表 2-3 にて算出方法を選択してください。**（旧税率適用ありの場合は、従来どおりです。）

項目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A + B)
非課税売上額	⑤			79
資産の譲渡等の対価の額(⑤ + ⑥)	⑦			※第一表の⑤欄へ 500,000,080
課税売上割合(⑤ / ⑦)	⑧			※繰戻切捨て 99%
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	1,776	260,671	262,447
課税仕入れに係る消費税額	⑩	⑨A欄×6.24/100 102	⑨B欄×7.8/100 19,483	19,585

4】付表 2-1・付表 2-2

- ① タイトルに「〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」を追加しました。
(付表 2-1)
- ② 「居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額^{②③}」を追加しました。
これにより、「控除対象仕入税額」～「貸倒回収に係る消費税額」の番号が1つずつ繰り下げとなります。(②③～②⑤→②④～②⑥)
- ③ 「控除対象仕入税額」、「控除過大調整税額」の計算式の変更を行いました。
旧：〔(①⑥、①⑨又は②⑦の金額) ± ②① ± ②②〕が～
新：〔(①⑥、①⑨又は②⑦の金額) ± ②① ± ②② + ②③〕が～

付表 2-1

[illegible]

5】付表 1-1・付表 1-2

- ① タイトルに「〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」を追加しました。
(付表 1-1)
- ② 「付表 2」に「居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額③」が追加されたことに伴い、「控除過大調整税額③」「控除対象仕入税額④」の転記元番号を変更しました。

付表 1-1

① 付表 1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

第4-(1)号様式
付表 1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

区分	X	D	税率7.6%適用分	合計Z (X+D+E)
課税標準額①	(付表1-2の①X欄の金額)円 154,029,000	円 0	円 236,000	円 154,265,000
①の 内訳	(付表1-2の①X欄の金額) 154,029,000	(付表1-2の①D欄の金額) 0	(付表1-2の①E欄の金額) 236,000	(付表1-2の①Z欄の金額) 154,265,000
譲渡資産の譲渡等 の消費税の額	(付表1-2の①X欄の金額) 154,029,000	(付表1-2の①D欄の金額) 0	(付表1-2の①E欄の金額) 236,000	(付表1-2の①Z欄の金額) 154,265,000
特定資産仕入れに 係る支払消費税の額	(付表1-2の①X欄の金額) 0	(付表1-2の①D欄の金額) 0	(付表1-2の①E欄の金額) 0	(付表1-2の①Z欄の金額) 0
消費税額②	(付表1-2の①X欄の金額) 9,703,804	(付表1-2の①D欄の金額) 0	(付表1-2の①E欄の金額) 18,408	(付表1-2の①Z欄の金額) 9,722,212
控除過大調整税額③	(付表1-2の③X欄の金額) 2,282,666	(付表1-2の③D欄の金額) 0	(付表1-2の③E欄の金額) 0	(付表1-2の③Z欄の金額) 2,282,666
控除対象仕入税額④	(付表1-2の④X欄の金額) 8,969,749	(付表1-2の④D欄の金額) 102	(付表1-2の④E欄の金額) 18,483	(付表1-2の④Z欄の金額) 8,988,334
返還等対象に係る税額⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額) 0	(付表1-2の⑤D欄の金額) 0	(付表1-2の⑤E欄の金額) 0	(付表1-2の⑤Z欄の金額) 0
			22,784	22,784

②

控除過大調整税額③	(付表1-2の③X欄の金額) 2,282,666	(付表2-1の③・③D欄の合計金額) 0	(付表2-1の③・③E欄の合計金額) 0
控除対象仕入税額④	(付表1-2の④X欄の金額) 8,969,749	(付表2-1の④D欄の金額) 102	(付表2-1の④E欄の金額) 18,483

(① - ② - ③)	0	102	23,568	23,670
差引税額⑥ (② + ③ - ④)	(付表1-2の⑥X欄の金額) 3,016,721	(付表1-2の⑥D欄の金額) 0	(付表1-2の⑥E欄の金額) 0	(付表1-2の⑥Z欄の金額) 3,016,721
合計差引税額⑦ (⑥ - ⑤)	(付表1-2の⑦X欄の金額) 0	(付表1-2の⑦D欄の金額) 0	(付表1-2の⑦E欄の合計金額) 23,670	(付表1-2の⑦Z欄の合計金額) 23,670
譲渡 と地方 消費税 受取 税との 差引税額⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額) 3,016,721	(付表1-2の⑧D欄の金額) 0	(付表1-2の⑧E欄の合計金額) 0	(付表1-2の⑧Z欄の合計金額) 3,016,721
合計差引地方消費税 の課税標準となる消費税額⑨ (⑧ - ⑦)	(付表1-2の⑨X欄の金額) 3,016,721	(付表1-2の⑨D欄の金額) 0	(付表1-2の⑨E欄の合計金額) 23,670	(付表1-2の⑨Z欄の合計金額) 2,993,051
繰 引 税 額⑩	(付表1-2の⑩X欄の金額) 0	(付表1-2の⑩D欄の金額) 0	(付表1-2の⑩E欄の合計金額) 6,676	(付表1-2の⑩Z欄の合計金額) 6,676
繰 引 税 額⑪	(付表1-2の⑪X欄の金額) 768,743	(付表1-2の⑪D欄の金額) 0	(付表1-2の⑪E欄の合計金額) 0	(付表1-2の⑪Z欄の合計金額) 768,743
合計差引繰引税額⑫ (⑩ - ⑪)	(付表1-2の⑫X欄の金額) 0	(付表1-2の⑫D欄の金額) 0	(付表1-2の⑫E欄の合計金額) 0	(付表1-2の⑫Z欄の合計金額) 762,067

注 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
注 2 税率率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

6】計算表5(1)～(3)

- ① 「付表 2-1」を参照していた部分について、
旧税率適用の有無により、「付表 2-1」または「付表 2-3」を参照するように変更しました。
- ② 「付表 2」に「居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した（譲渡した）場合の加算額②③」が追加されたことに伴い、下部コメントの「付表 2-1」「付表 2-2」の項目番号を1つずつ繰り下げました。(②③→②④、②④→②⑤)

計算表 5 (1)

社会福祉法人
東京都シニア人材センター 本部
500 本部

令和4年 2月1日 作成 1/1頁
平成29年 4月 1日 ～ 平成29年 3月31日

計算表 5 課税対象仕入税額の算定計算表
(1) 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が20%以上の場合

内訳	税率4%適用分	税率6.3%適用分	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	75	75	75
課税仕入れ等（税率4%）にのみ経過が特定されている特定収入（「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表2(1)②B）	②	55,825,900		
②× $\frac{4}{105}$ （1円未満の端数切捨て）	③	2,105,696		
課税仕入れ等（税率6.3%）にのみ経過が特定されている特定収入（「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表2(1)②C）	④		4,905,749	
④× $\frac{6.3}{105}$ （1円未満の端数切捨て）	⑤		295,633	
課税仕入れ等（税率6.24%）にのみ経過が特定されている特定収入（「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表2(1)②D）	⑥			
⑥× $\frac{6.24}{105}$ （1円未満の端数切捨て）	⑦			
課税仕入れ等（税率7.8%）にのみ経過が特定されている特定収入（「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表2(1)②E）	⑧			
⑧× $\frac{7.8}{105}$ （1円未満の端数切捨て）	⑨			
調整後の課税仕入れ等の税額の合計額	⑩	2,105,696	5,205,749	295,633

② 「付表 2-1」「付表 2-2」の項目番号が1つずつ繰り下げとなりました。

「申告書付表 2-2」の②③ → 「申告書付表 2-2」の②④
「申告書付表 2-2」の②④ → 「申告書付表 2-2」の②⑤
「申告書付表 2-1」の②③ → 「申告書付表 2-1」の②④
「申告書付表 2-1」の②④ → 「申告書付表 2-1」の②⑤

調整後の課税仕入れ等の税額の合計額

⑩ 税率4%適用分の金額が
・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表 2-2」の②Bに属する「申告書付表 1-2」の②Bに属する（課税対象仕入税額）へ転記します。
・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表 2-2」の②Bに属する（課税対象仕入税額）へ転記します。

⑪ 税率6.3%適用分の金額が
・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表 2-2」の②Cに属する「申告書付表 1-2」の②Cに属する（課税対象仕入税額）へ転記します。
・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表 2-2」の②Cに属する（課税対象仕入税額）へ転記します。

⑫ 税率6.24%適用分の金額が
・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表 2-1」の②Dに属する「申告書付表 1-1」の②Dに属する（課税対象仕入税額）へ転記します。
・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表 2-1」の②Dに属する（課税対象仕入税額）へ転記します。

⑬ 税率7.8%適用分の金額が
・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表 2-1」の②Eに属する「申告書付表 1-1」の②Eに属する（課税対象仕入税額）へ転記します。
・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表 2-1」の②Eに属する（課税対象仕入税額）へ転記します。

7】その他の消費税帳票

■ 計算表 2 (2)

「付表 2-1」を参照していた部分について、旧税率適用の有無により、
「付表 2-1」または「付表 2-3」を参照するように変更しました。

■ 申告書

「付表 1-1」「付表 2-1」を参照していた部分について、旧税率適用の有無により、
「付表 1-1」または「付表 1-3」、「付表 2-1」または「付表 2-3」を参照するように変更しました。

■ 内訳書

「付表 1-1」を参照していた部分について、旧税率適用の有無により、
「付表 1-1」または「付表 1-3」を参照するように変更しました。